

(4) 八女市立星野中学校 部活動基本方針 (令和6年度版)

令和元年4月策定

1 部活動の目的

- (1) スポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養い、好ましい人間関係の形成を行う。
- (2) 学校生活を豊かにし、個性を伸ばさせるとともに、自己を発揮する能力を高める。

2 活動にあたっての基本方針

- (1) 生徒の健康および安全の確保を第一にする。
- (2) 生徒の自主的・自発的な活動が充実するような指導を行う。
- (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動をめざす。
- (4) 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするようなことがないようにする。
- (5) 家庭生活との調和を図り、保護者からの理解と協力をえられるようにする。
- (6) 部活動に関する以下のガイドライン等に則り活動を行う。
 - 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (H30年3月 スポーツ庁)
 - 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (H30年12月 文化庁)
 - 福岡県運動部活動の在り方に関する指針 (H30年12月 福岡県教育委員会)
 - 八女市立中学校・義務教育学校 部活動ガイドライン (H31年3月 八女市教育委員会)

3 具体的な活動の進め方

- (1) 休養日(部活動を行わない日)の設定
 - (ア) 学期中は、平日に1日の学校全体での休養日を設ける。木曜日を基本とするが、行事等で別日にすることもある。
 - (イ) 土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上休養日を設ける。週末の2日とも大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - (ウ) 長期休業中も学期中に準じた扱いを行う。
 - (エ) 定期考査開始の3日前から定期考査終了前日までは休養日とする。
 - (オ) 8月中旬及び年末年始は適切な休養日を設ける。学校閉庁日は休養日とする。
 - (カ) 学校全体での休養日は、学校だよりやホームページ等で事前に保護者に知らせる。
 - (キ) 自然災害の危険性や感染症等の流行等があった場合には、臨時に休養日とするところがある。
- (2) 活動時間
 - (ア) 平日の部活動時間は最長2時間程度とする。なお、部活動終了時間は別に定め、文書で保護者に知らせる。
 - (イ) 朝練習は、大会等の前に必要な場合のみとし、全職員理解のもと行う。生徒、保護者および職員の過度の負担とならないよう配慮する。時間は30分以内とし、1日の活動時間に含める。
 - (ウ) 長期休業中及び週末の活動時間は3時間程度とする。この時間に移動の時間は含まない。

(3) 活動計画の作成

- (ア) 部顧問は毎月の活動計画を作成し、管理職および保護者に知らせる。
- (イ) 管理職は活動計画及び活動実績の確認を行い、必要に応じ顧問に指導・是正を行う。

(4) 生徒の健康・安全の確保

- (ア) 顧問の監督のもと活動することを原則とする。
- (イ) 顧問が出張等で不在の場合は、同一活動場所の顧問の監督のもと活動を行ってもよい。
- (ウ) 職員会議は原則休養日に行うが、そうではない場合は活動前に安全な活動ができるように生徒に指導し、職員による巡回も行う。
- (エ) 職員は本校の山間部という地理的条件を理解し、活動時間や活動内容等には十分な配慮を行う。
- (オ) 顧問は随時、施設設備や用具等の点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (カ) 事故等発生した場合は、本校危機管理マニュアルに則り迅速な対応を行う。

(5) 対外試合、校外における活動

- (ア) 校外で活動する場合は、事前に管理職に届ける。
- (イ) 生徒の送迎には、原則顧問等が運転する自家用車等は使用しない。
- (ウ) 保護者に送迎を依頼する場合は、事前に管理職に届ける。

(6) その他

- (ア) 顧問は必要に応じ部活動保護者会を行う。
- (イ) 保護者から活動に要する費用を徴収する場合は保護者の理解を得るとともに、会計は適正に処理する。
- (ウ) 外部指導者（部活動指導員を含む）は、職員で共通理解し校長の承認のもと置くことができるものとする。